

別 紙

答申第9号

答 申

第1 審査会の結論

山形県公安委員会は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、別表に示す部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成15年2月25日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、山形県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「公安委員会に対して申出があった苦情の調査内容などがわかるもの（平成13年11月9日付け山形公委第48号分）」、「公安委員会に対して申出があった苦情の調査内容などがわかるもの（平成13年12月27日付け山形公委第56号分）」及び「公安委員会に対して申出があった苦情の調査内容などがわかるもの（平成14年1月25日付け山形公委第3号分）」の計3件の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、実施機関に山形県警察の職員の職務執行について苦情の申出があったもののうち、平成13年11月9日付け山形公委第48号で苦情申出者に通知された件について、警察本部長から実施機関に調査結果が報告された文書である平成13年11月8日付け「交通取締り時における警察官の言動に対する苦情申出に関する調査結果について」という件名の文書、平成13年12月27日付け山形公委第56号で苦情申出者に通知された件について、警察本部長から実施機関に対して調査結果が報告された文書である平成13年12月27日付け「交通違反取締り時の警察官の言動及び公安委員会補佐室員の電話対応時の言動に対する公安委員会あての申出の受付と調査結果について」という件名の文書及び平成14年1月25日付け山形公委第3号で苦情申出者に通知された件について、警察本部長から実施機関に対して調査結果が報告された文書である平成14年1月23日付け「交通違反取締り時の警察官の言動及び公安委員会補佐室員の電話対応時の言動に対する公安委員会あての苦情の申出の受付と調査結果について」という件名の文書の計3件の文書（以下「本件公文書」という。）をそれぞれ特定したうえで、次の「(1) 開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の計3件の決定（以下「本件処分」

という。)を行い、次の「(2)開示をしない理由」を付して、平成15年3月27日付け山形公委(広)第1-1号公文書一部開示決定通知書、同日付け山形公委(広)第2-1号公文書一部開示決定通知書及び同日付け山形公委(広)第3-1号公文書一部開示決定通知書により、異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

山形公委(広)第1-1号公文書一部開示決定通知書に係る決定においては、苦情申出者の住所、職業、氏名、生年月日や苦情の具体的内容を示す部分。

山形公委(広)第2-1号公文書一部開示決定通知書に係る決定においては、苦情の具体的内容等を示す部分。

山形公委(広)第3-1号公文書一部開示決定通知書に係る決定においては、苦情申出者の住所、氏名や苦情の具体的内容等を示す部分。

(2) 開示をしない理由

条例第6条第1項第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため。

条例第6条第1項第6号に該当

開示をすることにより、苦情申出制度に係る事務又は将来の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 異議申立人は、平成15年4月23日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和36年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める計3件の異議申立てを行った。

4 実施機関は、平成15年5月23日、条例第11条の規定に基づき、山形県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対して、当該3件の異議申立てに係る諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、公文書の全部開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 開示をしない理由の一つが個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又

は識別され得るためとされているが、その特定される個人が異議申立人のことであるならば、記載内容がわかるように開示すべきである。

(2) また、開示をしない理由のもう一つが、開示をすることにより、苦情申出制度に係る事務又は将来の同種の事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるためとされているが、本件事案に関する苦情申出の処理が適正かつ公正に行われているのであれば、本件処分において開示をしない部分の開示を行ったとしても支障はない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 苦情申出制度について

都道府県公安委員会に対する苦情申出の制度は、警察法（昭和29年法律第162号）の改正を受け、平成13年6月から全国で運用されている。この制度の目的は、警察に対する信頼を確保するため、現場の警察官の不適切な職務執行があった場合に住民に指摘してもらい、組織として改めるべき点を徹底していこうとするものである。

こうした苦情申出制度の趣旨から、不適切な取扱いが埋もれることなく苦情申出が円滑に行われるような環境が重要であり、制度の運用に際しては苦情申出者の立場、プライバシーに最大限配慮する必要があると考える。

2 本件開示請求の対象公文書について

本件開示請求は、警察法に基づく苦情申出制度を利用して苦情申出に係る調査結果の通知を受けた者から、苦情内容の調査内容がわかるものについて開示請求があったものである。特定された本件公文書には、実施機関に対して本県警察官の交通取締り時における言動または公安委員会補佐室員の電話応対時の言動が不適切である旨の苦情申出があった件について、警察本部長が事実関係の調査を行い、実施機関に報告した内容が記載されているものである。

3 条例第6条第1項第2号該当性

(1) 本件公文書に記載された苦情申出者の氏名、住所、職業、生年月日及び年齢については、特定の個人が識別される情報であり、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

(2) 苦情の具体的な内容を示す部分のうち、苦情申出者が最高速度違反で警察官から取締りを受けた際の日時、場所、超過速度等の具体的な違反の状況を示す情報及び略式命令に関する情報は、訴訟記録と照合することにより特定の個人が識別される

情報であり、条例第6条第1項第2号本文に該当する。

- (3) 苦情の具体的な内容を示す部分のうち、調査結果に記載された、苦情申立者の主張する疑義の内容、苦情申出者及び警察官の言動や様子等の情報、事件の経過に係る情報、苦情申出者が受けた行政処分に関する情報並びに苦情申出者が苦情申出に先だって行った相談に関する情報等は、本件事案の当事者に特有の情報であって、一定範囲の関係者には明らかである他の情報と照合することにより特定の個人が識別可能な情報であることから、条例第6条第1項第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。
- (4) 本件処分について、異議申立人は特定される個人が本人であるならば、記載内容がわかるように開示すべきと主張しているが、本件公文書は、異議申立人自らが実施機関に申し出た苦情に関する調査内容がわかる文書ではあるものの、特定される条例の規定は本人からの開示請求について特別の取扱いを定めておらず、たとえ本人からの請求であったとしても、他の何人からの請求があった場合と処分内容に差異を生じるものではない。

4 条例第6条第1項第6号該当性

上記の条例第6条第1項第2号に該当するとした情報は、個人を識別する情報であると同時に苦情申出者の利害や社会的評価などに関する情報であり、これらの情報が開示されれば、苦情申出者との信頼関係が損なわれ、自己の具体的な行動や申出内容が明らかにされることを懸念して苦情の申出に消極的になるなどの弊害が予想され、将来の苦情申出の処理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例第6条第1項第6号に該当する。

なお、本件事案については、異議申立人本人が苦情申出者であるが、苦情申出者の請求なり許諾なりがあったとしても、その明らかにする情報によっては、苦情申出者との信頼を損なうおそれがあり得ると考える。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書については、警察法第78条の2に基づく都道府県公安委員会に対する都道府県警察職員の職務執行に係る苦情申出の制度に係るものであり、苦情申出者に対して発せられた、苦情の内容を実施機関が調査した結果に係る通知（平成13年11月9日付け山形公委第48号、平成13年12月27日付け山形公委第56号及び平成14年1月25日付け山形公委第3号）に関連して、当該通知に記載されている実施機関の調査の内容がわかるものという趣旨で公文書の開示請求が行わ

れたものである。

2 本件公文書について

本件公文書は、以下に掲げる8件の文書で構成される。

平成13年11月 8日付け「交通取締り時における警察官の言動に関する苦情申出に関する調査結果について」

平成13年11月 7日付け「交通取締り時における警察官の言動に対する苦情の調査結果について」

平成13年12月27日付け「交通違反取締り時の警察官の言動及び公安委員会補佐室員の電話応対時の言動に対する公安委員会あての申出の受付と調査結果について」

平成13年11月27日付け「交通違反取締り時の警察官の言動及び公安委員会補佐室員の電話応対時の言動に対する公安委員会あての苦情申出の受付について」

平成13年11月26日付け「交通取締り時の警察官の言動に対する公安委員会あての苦情申出の受付及び調査結果について」

平成14年 1月25日付け「交通違反取締り時の警察官の言動及び公安委員会補佐室員の電話応対時の言動に対する公安委員会あての苦情の申出の受付と調査結果について」

平成14年 1月23日付け「交通違反取締り時の警察官の言動及び公安委員会補佐室員の電話応対時の言動に対する公安委員会あての苦情申出の受付について」

平成14年 1月22日付け「交通取締り等に関する公安委員会あての苦情の申出等の受理について」

このうち、及び が山形公委(広)第1-1号公文書一部開示決定通知書に係る公文書、及び が山形公委(広)第2-1号公文書一部開示決定通知書に係る公文書、及び が山形公委(広)第2-1号公文書一部開示決定通知書に係る公文書である。

また、及び は、警察本部長から実施機関あてに報告された文書であり、実施機関に申出のあった苦情の処理に際して、山形県公安委員会苦情の処理に関する規則(平成13年5月山形公安委員会規則第7号)第3条に基づき、実施機関から警察本部長に行われた事実関係の調査及びそれを踏まえて講じるべき措置についての指示に対して、その結果が報告されたものである。

、及び は、警察本部警務部総務課長から警察本部長あてに報告された文書で、

苦情処理にあたり警察本部長が実施機関から受けた指示に基づき、警務部総務課が調査を行った結果について警察本部長に報告されたものであり、それぞれ、及びの文書の添付文書として警察本部長から実施機関に報告された具体的内容を示すものである。

及びは、公安委員会補佐室長から警務部総務課長あてに報告された文書で、苦情処理にあたり警察本部長が実施機関から受けた指示に基づき、警務部総務課が行った調査の一環で公安委員会補佐室が作成したものであり、それぞれ及びの文書に添付された形でさらに及びの文書に添付されたものである。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

(1) 本件請求は、異議申立人、実施機関双方の主張によれば、異議申立人が平成13年10月15日に実施機関に対して行った苦情申出、平成13年11月19日に実施機関が受け付けた異議申立人の苦情申出及び平成14年1月15日に実施機関が受け付けた異議申立人の苦情申出に関して、苦情申出に係る調査内容に関する公文書について異議申立人自身が開示請求を行ったものであり、異議申立人から、不開示とされた情報により識別される個人が本人の情報であるならば開示すべきである旨の主張がなされているため、個々の情報の開示、不開示の判断に先立ち、この点について検討を行う。

条例制定時における制定の趣旨は、「情報公開制度は、県民の開示請求権に基づく行政処分として、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることはなく、個人に関する情報が記録されている公文書の開示・不開示の決定についても、たとえ本人からの請求であったとしても同じ取扱いとなるものである。」とされており、各実施機関において、このような考え方に基づいて運用がなされているものと考えられる。

平成13年に山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)が施行され、自己の情報については個人情報保護条例に基づく開示請求の途が開かれているが、情報公開条例上の取扱いとしては、制定時以来の変化はないものと考えられる。

事実、現行の条例には本人に関する情報の開示に係る明文規定がなく、かつ、本人の同意又は確認に関する手続き的な規定もないことから、個人に関する情報について本人に対して特別の取扱いを行うべき根拠はないと解するのが適当であり、本人からの請求であったとしても請求者によって処分内容に差異が生じるものではないという実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件処分において不開示とされた情報のうち、苦情申出者の氏名、住所、職業、生

年月日、年齢及び姓の情報については、これらの情報が組み合わされることにより特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

- (3) 本件処分において不開示とされた情報のうち、苦情申出者が最高速度違反で警察官から取締りを受けた具体的な違反の状況に関する情報(日時、走行した道路の制限速度、場所、苦情申出者が運転していた自動車の種類、超過速度及び走行速度)及び略式命令に関する情報(略式命令を受けた日、略式命令を発した裁判所名及び罰金の額)は、訴訟記録と照合することにより特定の個人と識別することができる情報であり、条例第6条第1項第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。
- (4) 本件処分において不開示とされた情報のうち、調査結果に記載されている苦情の具体的な内容や経過を示す部分のうち、苦情申立者の主張する疑義や内容、苦情申出者や取締りにあつた警察官、公安委員会補佐室員の言動、取締り時の苦情申立者の様子、略式命令から苦情申出までの期間、苦情申出のあつた時期、事件の経過、苦情申出者が受けた行政処分の内容、苦情申出者が行った相談等に関する情報(相談をした日、相談した相手方、電話で苦情を申し出た相手方)については、本件事案の当事者に特有の情報であり、他の情報と照合することにより特定の個人が識別可能な情報であることから、別紙に掲げるような、これを開示したとしても特定の個人が識別され得る情報とは認められない部分を除き、条例第6条第1項第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない。

4 条例第6条第1項第6号該当性について

条例第6条第1項第2号本文に該当すると判断される情報については、条例第6条第1項第6号の該当性を論ずるまでもなく不開示とすべき情報である。

その余の本件処分において不開示とされた情報は、これを開示したとしても特定の個人が識別され得る情報とは認められない部分であつて、かつ、条例第6条第1項第6号に該当しない。

なお、本件事案においては、異議申立人が苦情申出者であり、苦情処理が適正かつ公正に行われているのであれば本件公文書の情報は全部開示すべきとの主張がなされているが、本審査会は苦情処理が適切であつたのか審査する機関ではないことから、この主張については判断を行うことができない。実施機関が本件処分において行った公文書上の情報の開示、不開示の決定に関して、本審査会が条例の条文の適用の観点から行った判断については先に述べたとおりである。

5 結論

以上の事実及び理由により、審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

本件事案の審査にあたっては、同一の異議申立人から同一の実施機関に対する異議申立てであって異議申立ての内容も同趣旨であったことから、3件の異議申し立てについて併せて審査を行った。

公文書の件名	該当する部分
平成13年11月7日付け 「交通取締り時における警察官の言動 に対する苦情の調査結果について」	「2 苦情の概要 (2)」 2行目の26文字目から35文字目
	「3 調査結果」 (1)の見出し部分を除く本文6行目 の34文字目、36文字目及び38文字目 (3)の見出し部分すべて
	「4 苦情申し出の経緯」 4の見出し部分を除く本文2行目の10 文字目
平成13年12月27日付け 「交通違反取締り時の警察官の言動及 び公安委員会補佐室員の電話応対時 の言動に対する公安委員会あての申 出の受付と調査結果について」	本文1行目の28文字目、31文字目及び 34文字目
平成13年11月27日付け 「交通違反取締り時の警察官の言動及 び公安委員会補佐室員の電話応対時 の言動に対する公安委員会あての苦 情申出の受付について」	本文1行目の5文字目、8文字目及び 11文字目、12文字目 同2行目の15文字目から22文字目
	「3 対応」 3の見出し部分を除く本文2行目の16 文字目、19文字目、22文字目及び33 文字目から40文字目 同3行目の14文字目

公文書の件名	該当する部分
<p>平成13年11月26日付け</p> <p>「交通違反取締り時の警察官の言動に対する公安委員会あての苦情申出の受付及び調査結果について」</p>	<p>「1 苦情の概要」</p> <p>1の見出し部分を除く本文7行目の18文字目から21文字目、39文字目</p> <p>同8行目の21文字目</p>
	<p>「3 調査結果」</p> <p>3の見出し部分を除く本文1行目の28文字目から31文字目</p> <p>同8行目の12文字目</p>
<p>平成14年1月25日付け</p> <p>「交通違反取締り時の警察官の言動及び公安委員会補佐室員の電話応対時の言動に対する公安委員会あての苦情の申出の受付と調査結果について」</p>	<p>本文1行目の40文字目、41文字目</p>
<p>平成14年1月23日付け</p> <p>「交通違反取締り時の警察官の言動及び公安委員会補佐室員の電話応対時の言動に対する公安委員会あての苦情申出の受付について」</p>	<p>本文2行目の11文字目から18文字目及び32文字目</p>
	<p>「3 対応」</p> <p>3の見出し部分を除く本文2行目の24文字目から31文字目</p> <p>同3行目の5文字目</p> <p>同4行目の12文字目、13文字目</p>

公文書の件名	該当する部分
平成14年1月22日付け 「交通取締り等に関する公安委員会あ ての苦情の申出等の受理について」	本文1行目の31文字目から36文字目
	「3 対応」 3の見出し部分を除く本文1行目の 31文字目から39文字目 同2行目の8文字目から11文字目

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 5月23日	実施機関から諮問を受けた。
平成15年 6月 5日	実施機関から公文書一部開示決定に係る意見書を受理した。
平成15年 6月30日	異議申立人から意見書を受理した。
平成15年 7月15日 (第22回審査会)	事案の審議を行った。
平成15年 8月18日 (第23回審査会)	実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成15年10月 3日 (第24回審査会)	事案の審議を行った。
平成15年11月18日 (第25回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
北 野 通 世	山形大学人文学部教授	会長職務代理者
伊 藤 トキエ	社会福祉法人中山福祉会理事長	
小 嶋 喜市郎	株式会社小嶋総本店代表取締役社長	
佐 山 雅 映	医療法人佐山クリニック理事長	